

米国・バミューダ保険所得租税条約

1 米国・バミューダ保険所得租税条約の概要

バミューダは大西洋上にある英国の海外領土であり、有名なリゾート地である。その税制は、所得税、譲渡所得税、源泉徴収税等がなく、給与を支払う雇用者に対する給与税 (payroll taxes) のみが課されるタックスヘイブンである。また、バミューダは、タックスヘイブンという条件のほかに、キャプティブ保険業法が施行されていることから、キャプティブ保険会社 (captive insurance company : 以下「キャプティブ」という。) が多いことでも有名である。さらに、バミューダは、米国多国籍企業による海外投資先として第5位 (2005年) である。

米国とバミューダ間では、1986年に保険所得租税条約 (Insurance Income Tax Treaty : 以下「保険条約」という。) が署名されている。既に述べたように、バミューダは、タックスヘイブンであることから、米国法人がバミューダにおいて課税を受ける事態は想定できず、バミューダにあるキャプティブが米国を源泉地国として課税を受ける場合に、保険条約が適用されることになろう。

また、日米租税条約の議定書に規定のある外国保険業者に対する米国消費税 (excise tax) については、米国国内法の規定が保険条約に優先して適用となる (P.L.No.100-647 Sec. 6139)。この米国消費税は、税負担の軽いタックスヘイブン等を本拠とする外国保険会社が米

国国内に恒久的施設を有することなく事業活動を行う場合、米国保険会社との税負担のバランスを取るために課される税である。したがって、外国保険会社が米国国内に恒久的施設を有する場合はこの税の課税はないことになる。

保険条約は、第1条 (一般的定義)、第2条 (居住者)、第3条 (恒久的施設)、第4条 (保険会社への課税)、第5条 (相互協議)、第6条 (守秘義務)、第7条 (適用開始と終了) の全7条から構成されている。

2 キャプティブとは何か

キャプティブは、自社のリスクの一部又は全部を引き受けるために設立された保険子会社のことである。したがって、キャプティブは、一般の損害保険会社等のように不特定多数の顧客を対象とはせずに、企業が単独であるいは企業グループ等が設立するもので、これらの特定企業等のリスクを専ら再保険として引き受けるために当該特定企業等が設立した再保険会社ということになる。なお、再保険とは、保険者が自己の負担すべき保険責任の一部又は全部を他の保険会社に転嫁する取引のことで、再保険を付保することを「出再する」といい、再保険を引き受けることを「受再する」という。

キャプティブは、キャプティブ保険業法という特別法が施行されている国等において設立される。この国等とは、バミューダ、シンガポール、アイルランド、ルクセンブルグ、米国のハワイ州等である。日本は、国内にキャプティブ

Topics of International Taxation

を設立することが難しいことから、海外にキャプティブが設立される。

さらに、日本は、国内の資産の賠償責任の保険を直接に海外の会社に付保することが禁止されているために、いったん、日本に所在する元受保険会社に保険リスクを引き受けてもらい、その対価としての保険料を支払い、当該元受保険会社に移転している保険リスクの一部をキャプティブに出再し、さらに、キャプティブは、一部を自己保有してその残りの部分を他の再保険会社に出再することになる（再保険キャプティブ）。

3 米国において恒久的施設となる場合

バミューダがタックスヘイブンであることから、バミューダに設立されたキャプティブが、米国国内に恒久的施設を有して課税を受ける場合が保険条約における一つの焦点といえよう。

保険条約第3条（恒久的施設）は、第1項が恒久的施設の定義規定、第2項が恒久的施設の例示、第3項が恒久的施設に関する独自の規定、第4項が恒久的施設とならない場合に係る規定、第5項が従属代理人、第6項が独立代理人、第7項が子会社等に係る規定である。

第2項の例示では、事業の管理の場所、支店、事務所、販売店として使用される設備が掲げられている。

第3項では、保険会社の社員等により行われるコンサルタント、経営管理、技術上又は管理上の役務を含む役務提供で、次に掲げるものうちいずれかに該当する場合、恒久的施設となる。

- ① この活動が源泉地国において12か月のうち合計90日を超えるものであること。ただし、当該役務提供が1課税年度で合計30日未満で

ある場合は、恒久的施設にはならない。又は、

- ② 当該役務が源泉地国内において関連企業のために行われる場合

この上記の②に規定のある関連企業とは、一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合、あるいは、同一の者が双方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合、である。

4 まとめ

以上のことから、米国の租税条約の適用を含む非居住者課税において、米国法人が海外に設立したキャプティブについて、その支配を当該米国法人が行っている場合であっても、租税条約の適用上、米国において恒久的施設が存在するとは取り扱っていないことになる。

一方の米国消費税により、米国内国法人と外国保険会社（タックスヘイブン等の所在する会社）の課税のバランスを維持し、他方では、所定の役務提供が源泉地国となる米国において行われる場合のみ恒久的施設を判定することになっている。

本稿の主題とは異なるが、平成21年6月26日に財務省は、日本とバミューダ間において情報交換を主体とした租税協定が基本合意に達したことを公表している。

中央大学商学部教授

矢内 一好